

## 社会福祉法人長野県共同募金会配分安定資金規程

### (目的)

第1条 長野県共同募金会は、次の各号に備えて配分安定資金を保有するものとする。

- (1) 共同募金の実績が目標に達せず、配分計画に重大な支障を生ずるおそれのあるとき。
- (2) 特別な事情により、緊急の配分申請があり、次年度緊急配分積立金では対応できないとき。

### (資金)

第2条 資金は、次の各号により、理事会の議決を経て積み立てるものとする。

- (1) 配分した施設団体の廃止等による配分財産の返還金
- (2) 配分安定資金保管中に生じた利子
- (3) 積立財源として、取扱うことが適正と判断されるその他の資金

### (会計)

第3条 この資金は、寄付金サービス区分において処理する。

### (取崩し)

第4条 第1条各号に該当する場合は、理事会の議決を経て取崩しを行い、共同募金配分事業の財源とする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

### 附則

この規程は、昭和39年6月1日から施行する。

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月13日から施行する。